

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

**広島県公安委員会規則第 1 号**

**広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則**

広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表広島県広島中央警察署協議会の項中「14人」を「13人」に改め、同表広島県広島東警察署協議会の項中「10人」を「11人」に改め、同表広島県呉警察署協議会の項中「15人」を「11人」に改め、同表広島県尾道警察署協議会の項中「15人」を「11人」に改める。

**附 則**

この公安委員会規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。